

坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、坂戸市認知症カフェ事業補助金交付要綱（平成30年坂戸市告示第90号。以下「要綱」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 要綱第4条1項(1)の経費は、坂戸市財産規則第40条第2項により定められている物品種別表の消耗品に該当する額を上限としたものに対して交付する。

2 前項の額を超えるもので、認知症カフェ（以下「カフェ」という。）の開催に必要と認められる場合は、前項で定めた額を上限として交付する。

3 前項についてはカフェのみに使うものに対して支給する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。